

感染症対策検証・評価等プログラム実施要項

(「あおり感染症クライシスマネジメント人財育成事業」関係)

(趣旨)

第1条 この要項は、「あおり感染症クライシスマネジメント人財育成事業」のうち、「感染症対策検証・評価等プログラム」(以下「プログラム」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(プログラムの目的)

第2条 プログラムは、青森県感染症予防計画(平成12年12月)に基づく感染症対策に関する施策の実施状況を確認するとともに、その施策を構成する感染症の発生防止対策及び感染症のまん延防止対策などの実施内容を検証し、その検証に基づく評価をしつつ、その施策に関する課題の把握とその改善をすることにより、県の感染症対策の向上を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、プログラムにおいて、次の各号について検証及び評価等を実施する。

- ア 感染症の発生の予防の施策(緊急時の発生防止の施策を含む。)
- イ 感染症のまん延防止の施策(緊急時のまん延防止の施策を含む。)
- ウ 感染症に関する人材
- エ 啓発・知識の普及等
- オ その他の予防のための施策

(検証等)

第3条 プログラムにおける検証の実施にあたっては、前条第2項各号に係る検証の要点(以下「検証のポイント」という。)を別に定めることとし、それに基づき行うものとする。

2 前項の検証の具体的内容及び方法は、検証のポイントに基づき別に定める確認すべき項目(以下「チェックリスト」という。)によるものとする。

(評価等)

第4条 プログラムにおける評価の実施にあたっては、チェックリストにより得られた課題と当該課題の改善策を総合的に勘案して行うものとする。

2 前条の検証及び前項の評価の実施にあたっては、次条に定める感染症専門家から指導・助言その他を受けながら行うものとする。

(感染症専門家)

第5条 プログラムの実施にあたって、県は感染症専門家から指導・助言その他を受けることとする。

2 前項の感染症専門家は、必要な検討・調整等を行った上で、県が決定する。

- 3 県は、本要項に定める範囲内で検証のポイント及びチェックリストを定め若しくはそれを変更して、感染症対策の検証・評価等を行う。
- 4 前項の規定により、県が検証のポイント及びチェックリストを定め若しくはそれを変更するときは、感染症専門家の意見に基づきそれを行うものとする。

(施行事項)

第6条 この要項に定めるもののほか、プログラムの実施に関して必要な事項は、その都度別に定める。

附則（平成24年7月3日青保第439号）

この要項は、平成24年7月3日から施行する。